

平成二十一年七月六日提出
質問第六四三号

高速道路におけるETC利用に関する質問主意書

提出者 逢坂誠二

高速道路におけるETC利用に関する質問主意書

高速道路で一般ドライバーのETC供用が開始されたのは、平成一三年三月三〇日からであるが、当初の支払い方法は、信販会社の審査を必要とするクレジットカード契約によるETCカードに限られていた。また、同年十一月三〇日から、ETC搭載車に特化した割引が開始されている。

一方、日本道路公団（当時）は、平成一七年三月三〇日から、保証金の支払いを利用条件とする「道路四公団が新たに発行するETCカード」のモニター募集を行い、公団民営化後は「ETCパーソナルカード」を発行している。

これに関して、以下政府に対し、質問する。

一 有料道路の通行料金は公共料金であり、支払い方法は広く国民が利用可能なものを採用するべきであると思料する。それにもかかわらず、民間の信販会社の審査によって取得の可否が左右されるクレジットカード契約によるETCカードを、保証金の預託によるETCパーソナルカードに優先して採用した理由について、双方の導入経緯も含めて示されたい。

二 ETCパーソナルカードの申し込み受付が開始されたのは、平成一七年十一月二九日からである。すな

わちこれまでの間、通行料金割引制度の恩恵を享受できたのは、信販会社の審査に合格するだけの所得があったクレジットカード契約によるETCカード利用者だけであり、そうでない者との間に公共料金たる高速道路通行料金支払い額に差異が生じている。これは法の下での平等を定めた憲法第一四条に抵触すると考えられる。また、有料道路通行料金は租税ではないものの、所得安定度の低い者の方が負担が重くなるという点において、租税という公平主義の観点からも不適當な状況にあったと考えるが、このような事態を生じせしめたことに対する見解を示されたい。

三 平成二〇年度末におけるETCパーソナルカードの総会員数は、二万九三七四名、運営経費は二億七千七六〇万円であり、会員一人当たりにかかる経費は約九四五〇円と資料等から窺うことができる。この数字は正しいか、そうでない場合には正確な数字を示されたい。

四 ETCパーソナルカードの年会費は一二〇〇円とあるが、平成二〇年度の本カードの収支はどのようなになっているのか。また損失があった場合、どのように補填されているのか、本カードの前身である「道路四公団が新たに発行するETCカード」の導入を決定した際の採算計画及び今後の採算計画も含めて示されたい。

右質問する。